

社会福祉法人・更正保護法人・学校法人等の収益事業の判定表

		法人番号		
		法人名		
		事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	
収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額(法人税明細書別表4「所得金額又は欠損金額」欄の金額)		①	
	加算	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額(法人税明細書別表14(2)「その他の寄附金額」欄に含めた金額)	②	
		不 収 入 と さ れ た も 益 の 金	受取配当金等で益金とされなかった金額	③
			還付法人税額等	④
				⑤
				⑥
			計(②+③+④+⑤+⑥)	⑦
	減算	不 支 出 と さ れ た も 損 の 金	寄附金の損金不算入限度超過額	⑧
			当該事業年度の所得に係る法人税額	⑨
			損金不算入とした附帯税額等	⑩
				⑪
				⑫
			⑬	
	計(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)		⑭	
収益事業から生じた所得金額(①+⑦-⑭)		⑮		
判定	$⑮ \times \frac{90}{100}$ (1円未満端数切捨)		⑯	
	②の金額が⑯の金額 以上である場合…………… 非課税 未満である場合…………… 課税			
添付書類	・決算書 ・法人税申告書別表1(2) ・法人税明細書別表4 ・法人税明細書別表5(2) ・法人税明細書別表14(2)			

(注) 法人県民税及び法人市民税は、損金不算入項目として減算することはできません。